

平成 23 年 5 月 23 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
ユナイテッド・アーバン投資法人

代表者名

執行役員 田中康裕
(コード番号: 8960)

資産運用会社名

ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社
代表者名

代表取締役会長兼社長 阿部久三

問い合わせ先

チーフ・フィナンシャル・オフィサー 夏目憲一
TEL. 03-5402-3189新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

ユナイテッド・アーバン投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 23 年 5 月 23 日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しを行う旨決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集による新投資口発行

- (1) 募集投資口数 : 下記①及び②の合計による本投資法人の投資口（以下「本投資口」という。）
640,000 口
① 下記(5)①及び②記載の各募集における国内引受会社及び海外引受会社の買取引受けの対象投資口として本投資口 592,786 口
② 下記(5)②記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する本投資口を買取る権利の対象投資口の上限として本投資口 47,214 口
- (2) 払込金額（発行価額） : 未定
(平成 23 年 6 月 1 日（水曜日）から平成 23 年 6 月 7 日（火曜日）までのいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に開催する役員会において決定する。なお、発行価額とは、本投資法人が 1 口当たりの新投資口払込金として受け取る金額をいう。)
- (3) 払込金額（発行価額）の総額 : 未定
- (4) 発行価格（募集価格） : 未定
- (5) 募集方法 : ① 国内一般募集
日本国内における一般募集（以下「国内一般募集」という。）とし、SMB C 日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社及び東海東京証券株式会社（以下「国内引受会社」と総称する。）に国内一般募集に係る全投資口を総額個別買取引受けさせる。主幹事会社は SMB C 日興証券株式会社とする。

ご注意：この記者発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行な際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。この記者発表文は、日本、英国又は米国における証券の勧誘を構成するものではありません。この記者発表文は、英國 2000 年金融サービス・市場法上の投資活動又は金融営業活動に携わるよう勧誘又は誘導することにも該当しません。また、1933 年米国証券法に基づき証券の登録を行なうか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。本件においては英國及び米国における証券の公募は行われません。

② 海外募集

欧州を中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）における募集（以下「海外募集」といい、国内一般募集と併せて「本募集」という。）とし、ドイツ銀行 AG (Deutsche Bank AG, London Branch) 、 Citigroup Global Markets Limited 及び SMBC Nikko Capital Markets Limited (以下「海外引受会社」と総称し、国内引受会社と併せて「引受人」と総称する。) に、海外募集に係る全投資口を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)②記載の追加的に発行する本投資口を買取る権利を付与する。

③ 本募集の総発行数は 640,000 口であり、国内一般募集における発行数は 380,174 口を目処とし、海外募集における発行数は 259,826 口（海外引受会社による買取引受けの対象口数 212,612 口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買取る権利の対象口数 47,214 口）を目処として行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案したうえで発行価格等決定日に決定される。

④ 本募集及び下記「2. 投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは SMBC 日興証券株式会社及びシティグループ証券株式会社とする。

⑤ 本募集における発行価格（募集価格）は、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所における本投資口の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案したうえで発行価格等決定日に決定する。

- (6) 引受契約の内容 : 引受人は、下記(9)記載の払込期日に払込金額（発行価額）の総額と同額を本投資法人に払い込み、本募集における発行価格（募集価格）の総額と払込金額（発行価額）の総額との差額は引受人の手取金とする。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。
- (7) 申込単位 : 1 口以上 1 口単位
- (8) 申込期間（国内一般募集） : 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (9) 払込期日 : 平成 23 年 6 月 8 日（水曜日）から平成 23 年 6 月 14 日（火曜日）までの間のいずれかの日。但し、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (10) 受渡期日 : 払込期日の翌営業日
- (11) 発行価格（募集価格）、払込金額（発行価額）、国内一般募集に係る投資口数及び海外募集に係る投資口数（上記(1)①記載の買取引受けの対象口数及び上記(1)②記載の追加的に発行する本投資口を買取る権利の対象口数）の最終的な内訳その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。なお、国内引受会社は、本投資法人の資産運用会社であるジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」という。）に対し、国内一般募集の対象となる本投資口のうち 2,500 口を販売する予定である。
- (12) 上記各号のうち国内一般募集に係る事項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この記者発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。この記者発表文は、日本、英国又は米国における証券の勧誘を構成するものではありません。この記者発表文は、英國 2000 年金融サービス・市場法上の投資活動又は金融営業活動に携わるように勧説又は誘導することにも該当しません。また、1933 年米国証券法に基づき証券の登録を行なうか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。本件においては英國及び米国における証券の公募は行われません。

2. 投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売出人 : SMB C 日興証券株式会社
(2) 売出投資口数 : 本投資口 12,064 口

上記売出投資口数は、国内一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、SMB C 日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの口数である。上記売出投資口数は、オーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少することがあり、又はオーバーアロットメントによる売出しのものが全く行われない場合もある。売出投資口数は、国内一般募集の需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。

- (3) 売出価格 : 未定
（発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、売出価格は、国内一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
(4) 売出価額の総額 : 未定
(5) 売出方法 : 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案したうえで、SMB C 日興証券株式会社が本投資法人の投資主である丸紅株式会社及び本資産運用会社から 12,064 口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」という。）の売出しを行う。
(6) 申込単位 : 1 口以上 1 口単位
(7) 申込期間 : 国内一般募集における申込期間と同一とする。
(8) 受渡期日 : 国内一般募集における受渡期日と同一とする。
(9) 売出価格その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
(10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行

- (1) 募集投資口数 : 本投資口 12,064 口
(2) 払込金額（発行価額） : 未定
（発行価格等決定日に開催する役員会において決定する。なお、払込金額（発行価額）は国内一般募集における払込金額（発行価額）と同一とする。）
(3) 払込金額（発行価額）の総額 : 未定
(4) 割当先及び口数 : SMB C 日興証券株式会社 12,064 口
(5) 申込単位 : 1 口以上 1 口単位
(6) 申込期間（申込期日） : 平成 23 年 7 月 5 日（火曜日）から平成 23 年 7 月 12 日（火曜日）までの間のいずれかの日。
但し、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の 2 営業日後の日とする。
(7) 払込期日 : 平成 23 年 7 月 6 日（水曜日）から平成 23 年 7 月 13 日（水曜日）までの間のいずれかの日。
但し、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の 3 営業日後の日とする。
(8) 上記(6)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
(9) 払込金額（発行価額）その他この第三者割当（以下「本第三者割当」という。）による新投資口発行に必要な事

ご注意：この記者発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行な際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。この記者発表文は、日本、英国又は米国における証券の勧誘を構成するものではありません。この記者発表文は、英國 2000 年金融サービス・市場法上の投資活動又は金融営業活動に携わるよう勧誘又は誘導することにも該当しません。また、1933 年米国証券法に基づき証券の登録を行なうか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。本件においては英國及び米国における証券の公募は行われません。

項は、今後開催する役員会において決定する。

- (10) 国内一般募集による新投資口発行を中止した場合は、本第三者割当による新投資口発行も中止する。
(11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

(1) 上記「2. 投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 募集による新投資口発行」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案したうえで、SMB C 日興証券株式会社が本投資法人の投資主である丸紅株式会社及び本資産運用会社から 12,064 口を上限として借り入れる本投資口（但し、本資産運用会社とのかかる貸借は、上記「1. 募集による新投資口発行（11）」に記載のとおり、国内一般募集において本投資口が本資産運用会社に販売されることを条件とします。）の日本国内における売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C 日興証券株式会社が借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるために、本投資法人は平成 23 年 5 月 23 日（月曜日）開催の本投資法人の役員会において、SMB C 日興証券株式会社を割当先とする本投資口 12,064 口の第三者割当による新投資口発行を国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の 3 営業日後の日を払込期日（以下「本第三者割当の払込期日」といいます。）として行うことを決議しています。

また、SMB C 日興証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本第三者割当の払込期日の 3 営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。SMB C 日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、SMB C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、SMB C 日興証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあります、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することができます。また、安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を、海外募集の一部の決済にあてるため、海外引受会社に譲渡する場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引及び安定操作取引によって買付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、SMB C 日興証券株式会社は本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

(2) 上記（1）に記載の取引について、SMB C 日興証券株式会社は、シティグループ証券株式会社と必要に応じて協議のうえ、これらを行います。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口総数	1,451,319 口
本募集に係る新投資口発行による増加投資口数	640,000 口 (注 1)
本募集に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	2,091,319 口 (注 1)
本第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	12,064 口 (注 2)

ご注意：この記者発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。この記者発表文は、日本、英国又は米国における証券の勧誘を構成するものではありません。この記者発表文は、英國 2000 年金融サービス・市場法上の投資活動又は金融営業活動に携わるように勧誘又は誘導することにも該当しません。また、1933 年米国証券法に基づき証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。本件においては英國及び米国における証券の公募は行われません。

本第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口総数

2,103,383 口 (注 2)

(注 1) 上記「1. 募集による新投資口発行 (1)(2)」に記載の海外引受会社に付与された追加的に発行する本投資口を買取る権利の全部が海外引受会社により行使され、発行がなされた場合の数字です。

(注 2) 本第三者割当の発行新投資口数の全口数に対し SMB C 日興証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の数字です。

3. 発行の目的及び理由

新たな特定資産の取得を行いポートフォリオの拡大を図るとともに、借入金の返済資金の一部に充当することにより有利子負債比率 (LTV) の水準を引き下げ、財務体質の強化を図ることを目的として、現在の LTV 水準、不動産市場・金融市場の動向及び分配金水準等に十分留意し、さらには我が国経済全般の動向等をも勘案して各種検討を行った結果、新投資口の発行による資金調達を決議いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

62,790 百万円（上限）

(注) 国内一般募集における手取金 36,608 百万円、海外募集における手取金上限 25,019 百万円及び本第三者割当による新投資口発行の手取金上限 1,161 百万円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は、平成 23 年 5 月 13 日（金曜日）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

国内一般募集における手取金（36,608 百万円）については、海外募集における手取金上限（25,019 百万円）と併せて、本投資法人による下記記載の新たな特定資産の取得資金（22,200 百万円。取得に係る諸費用を含みます。）に、その残額を借入金の返済資金に、それぞれ充当します。なお、本第三者割当による新投資口発行の手取金上限（1,161 百万円）については、借入金の返済資金に充当します。

取得予定の新たな特定資産（注）

物件番号	用途	物件名	投資地域	取得予定価格	取得予定年月日
A25	商業施設	Luz 自由が丘	東京 23 区	5,090 百万円	平成 23 年 6 月 15 日
A26	商業施設	アクティオーレ市川	首都圏地域	3,350 百万円	平成 23 年 6 月 15 日
B37	オフィスビル	アリーナタワー	首都圏地域	9,500 百万円	平成 23 年 6 月 16 日
D23	住居	ル モンド江東	東京 23 区	2,900 百万円	平成 23 年 6 月 15 日
合計				20,840 百万円	—

(注) 上記特定資産の詳細については、本日付で公表の「資産の取得に関するお知らせ」をご参照ください。

5. 配分先の指定

引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本資産運用会社に対し、国内一般募集の対象となる本投資口のうち、2,500 口を販売する予定です。なお、配分先の指定の詳細につきましては、本日付で公表の「資産運用会社による投資口取得に関するお知らせ」をご参照ください。

6. 今後の見通し

本日付で公表の「平成 23 年 11 月期（第 16 期）の運用状況の予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおりです。

ご注意：この記者発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。この記者発表文は、日本、英国又は米国における証券の勧誘を構成するものではありません。この記者発表文は、英國 2000 年金融サービス・市場法上の投資活動又は金融営業活動に携わるよう勧誘又は誘導することにも該当しません。また、1933 年米国証券法に基づき証券の登録を行なうか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。本件においては英國及び米国における証券の公募は行われません。

7. 最近3営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3営業期間の運用状況

	平成21年11月期	平成22年5月期	平成22年11月期
1口当たり当期純利益(注1)	17,458円	17,294円	16,172円
1口当たり分配金	17,459円	17,294円	16,173円
実績配当性向(注2)	100.0%	100.0%	100.0%
1口当たり純資産	555,514円	555,349円	554,228円

(注1) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均投資口数で除することにより算出しています。

(注2) 小数点以下第2位を切捨てにより表示しています。

(2) 最近の投資口価格の状況

① 最近3営業期間の状況

	平成21年11月期	平成22年5月期	平成22年11月期(注)
始 値	418,000円	464,000円	530,000円
高 値	550,000円	627,000円	630,000円
安 値	387,100円	428,000円	478,000円
終 値	449,000円	533,000円	580,200円

(注) 平成22年12月1日を効力発生日とする投資口1口につき6口の割合による投資口分割に伴い、平成22年11月26日より権利落後の6分割された投資口価格により取引されています。従いまして、「平成22年11月期」の高値、安値及び終値の投資口価格において、権利落後の投資口価格に対しては、6を乗じた価格を1口当たりの投資口価格とみなしたうえで算出しています。

② 最近6ヶ月間の状況

	平成22年12月	平成23年1月	2月	3月	4月	5月(注)
始 値	96,300円	106,000円	112,000円	108,200円	104,000円	103,800円
高 値	108,300円	118,300円	112,300円	108,400円	106,000円	104,900円
安 値	96,300円	103,600円	98,500円	76,800円	98,400円	95,100円
終 値	103,800円	112,000円	107,200円	105,100円	101,600円	95,100円

(注) 平成23年5月の投資口価格については、平成23年5月20日現在で記載しています。

③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

	平成23年5月20日
始 値	96,300円
高 値	97,200円
安 値	95,100円
終 値	95,100円

(3) 最近3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資

該当事項はありません。

② 第三者割当増資

該当事項はありません。

8. その他

(1) 東北地方太平洋沖地震の影響について

本投資法人は、平成23年3月1日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出し等（以下

ご注意：この記者発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。この記者発表文は、日本、英国又は米国における証券の勧誘を構成するものではありません。この記者発表文は、英國2000年金融サービス・市場法上の投資活動又は金融営業活動に携わるよう勧誘又は誘導することにも該当しません。また、1933年米国証券法に基づき証券の登録を行なうか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。本件においては英國及び米国における証券の公募は行われません。

「旧募集等」といいます。)を決議しましたが、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震(以下「本地震」といいます。)の発生を受け、本地震及び投資口の市況等諸般の事情を総合的に勘案し、平成23年3月15日開催の本投資法人役員会において、旧募集等の中止を決議しました(詳細については、平成23年3月15日付で公表の「新投資口発行及び投資口売出しの中止並びに資産の取得等に関するお知らせ」をご参照ください。)。

その後、本投資法人は、保有物件(計86物件)及び取得予定物件(計4物件)に関し、プロパティ・マネジメント会社の協力を得つつ、本資産運用会社を通じ、本地震による人的及び物的損害等の有無につき調査を進めてまいりました結果、本日現在において、本投資法人の保有物件及び取得予定物件において目立った物的損害は確認されておらず、また重大な人身被害等、本投資法人の運用状況に重大な影響を及ぼす被害等の報告はなされていません(なお、本地震による本投資法人への影響については、平成23年3月13日付で公表の「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の影響について」及び平成23年5月9日付で公表の「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の影響について(続報)」をご参照ください。)。

(2) 売却・追加発行等の制限

- ①丸紅株式会社及び本資産運用会社は、本日現在、本投資口を7,164口及び2,401口保有する投資主であり、また、本資産運用会社は上記「1. 募集による新投資口発行 (11)」に記載のとおり、国内一般募集の対象となる本投資口のうち2,500口を取得する予定です。両社は、本募集に際し、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなしに、本募集の発行価格等決定日から受渡期日以降1年間を経過する日までの期間、本日現在保有する本投資口又は国内一般募集において取得する本投資口の売却を行わないことに合意しています。
- ②本投資法人は、本募集に際し、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなしに、本募集の発行価格等決定日から受渡期日以降90日間を経過する日までの期間、投資口の追加発行(但し、本第三者割当を除きます。)を行わないことに合意しています。
- ③上記①及び②の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

以上

※ 本資料の配布先 : 兜俱楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.united-reit.co.jp/>

ご注意: この記者発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。この記者発表文は、日本、英国又は米国における証券の勧誘を構成するものではありません。この記者発表文は、英國2000年金融サービス・市場法上の投資活動又は金融営業活動に携わるように勧誘又は誘導することにも該当しません。また、1933年米国証券法に基づき証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。本件においては英國及び米国における証券の公募は行われません。